

■ 学会動向

[学会動向——2003年度第11回地方財政学会]

内 山 昭 (立命館大学)

1. 2003年度の第11回地方財政学会は7月4日、5日の両日、北海学園大学主管(実行委員長:横山純一教授)の下に札幌コンベンションセンターを会場に開催された。第1日目(午後)の基調講演とシンポジウムでは昨年と同様、財政の分権改革をテーマとした。

: 基調講演

(1) 「地方交付税の現状と改革課題」

岡本全勝氏(総務省交付税課長)

: 同

(2) 「税源配分の三位一体改革と北海道にふさわしい自治のあり方を模索して」

北 良治氏(北海道奈井江町長)

: シンポジウム

「税源配分の三位一体改革をめぐって」

青木宗明氏ほか4名のシンポジスト
総合司会 横山純一氏

第2日目は12の分科会(共通論題10, 自由論題2)がもたれ、37本の充実したプレゼンテーションが行われた。これらの発表は地方財源問題(地方税, 交付税, 地方債), 地方公共事業および地域づくりの財政, 外国の地方財政, 地方財政史などに分類される。

2. 大会初日の全体会は三位一体改革をめぐる論点を総合的に検証し, 政策的検討を行うものであった。それは地方分権を財政面から保障するために, 税源移譲(税源再配分)と地方交付税・国庫補助金の縮小再編を一体的に行う改革をさす。この際, 税源移譲とこれに見合う財政移転(交付税と国庫補助金)の縮小をどのような組み合わせで行うか, また交付税と補助金の縮小, 再編をどちらから先に着手するかという

ことが最大の焦点となる。実現可能性を考慮した時, 交付税の方が各省庁や利害関係者の抵抗が相対的に小さいと考えられるので, 大会の基調が, 補助金改革を視野に入れながら交付税に焦点を当てていたのは正当であったと評価できる。

岡本, 北両氏の基調講演は立場, アプローチを別にするものの交付税を含む国と地方の財政関係の現状, 問題点を十分に押さえて, 交付税や三位一体改革の方向やポイントを明確にするものであった。岡本氏は交付税制度運営の実務的責任者の地位(総務省地方交付税課長)にあり, また著書のある研究者であるが, 最近の動きを冷静に整理され, そこに含まれる矛盾や課題を指摘するとともに, 経済界やシンクタンクの一部に交付税制度廃止論があることを念頭において, 「財政調整の機能は欠かせないので, 地方交付税制度は将来とも規模, システムの改編を受けながら存続する」と結んだ。

北良治氏は人口7300人の過疎自治体の首長であり, 創造的な政策展開と行政の質を低下させない財政効率化で顕著な成果をあげていることで知られる。三位一体改革においてマクロレベルで税源移譲額と財政移転の縮減額が同じ時でも, 小規模または過疎地域の自治体では税収増がそれほど期待できない。政府主導で強力に進められている市町村合併の動きはその解決方法の1つであるが, 同氏はこれを厳しく批判する。住民や自治体自身が望む場合は別としても, 多様な自治のシステムが尊重されねばならないことをその理由とする。特に北海道の町村のように行政区画が広い自治体で, 合併という手法は不適切であるとした。そして懸命の努力を行っ

ている自治体を切り捨てるような改革はすべきでないこと、そのような自治体の財源が交付税を中心とする財政移転に支えられているとしても、奈井江町などの豊富な経験に示されるように非効率の排除、財政効率化は可能であることを強調した。「高齢者の福祉、介護は社会的国民的任務である」との言葉が印象に残る。

シンポジウムでは4人のパネラーのうち、青木宗明氏（神奈川大）が「国税移譲のオータナティブ、地方中核税の1つとしての地方環境税」を提案、清原正義氏（姫路工大）が「義務教育国庫負担金の交付税措置への移行論」を、高木健二氏（地方自治総研）が5.5兆円規模の三位一体改革プランについて基準財政収入、基準財政需要額、普通交付税額の推計とその含意を、中井英雄氏（近畿大）が「最低保障と行政効率化をビルトインした三位一体改革論」をそれぞれ展開した。青木氏の議論で注目されるのは、主要な地方税原則として「応荷性原則」（環境に負荷を与える程度に応じて税負担する原則）を定立すべきこと、これにもとづく地方環境税は一般税として導入することを主張したことである。環境税と分権を結合した形だが、地方税を抜本的に強化するとき、その合理的な根拠、つまり新しい地方税原則が必要になる。同氏の議論はこの点からも傾聴に値し、今後の展開が期待される。このシンポジウムでは国庫補助金改革の方向として、まず経常補助金（義務教育国庫負担金など）を廃止し、財源の減少は一般財源でまかなう方向が鮮明になったといえるが、この場合個々の自治体における地方税の増収額と補助金額との乖離の問題をどのように解決するかが、今後の研究課題になると思われる。

3. 第2日目には、三位一体改革に関連して2つの分科会「地方税改革と課税自主権」「地方財政制度と国・地方の財政関係」が設定された。ここでは税源移譲、地方税源拡充の研究に大きな前進が確認された。兼村高文氏（明海大学）の「個人住民税のシミュレーション分析」は都

市的地域を持つ千葉県と概ね農村的地域といえる鳥根県の全市町村についていくつかのケースを想定し、所得税移譲、住民税拡充の影響、効果を、不交付団体数を推計した研究である。このようなシミュレーションは府県についていくつか行われているものの、個々の市町村レベルでは資料的技術的制約から試みられなかったのに対し、兼村氏は両県の統計「市町村課税状況等の調」を用いてこれを先駆的に成し遂げたものである。その増収効果が都市地域では大きく、農村では小さいのであるが、これを具体的数値で示し、所得税の移譲に決定的障害がないことを検証したことは高い学術的意義を持つ。ただこのシミュレーションは住民税の税率引き上げによる推計であるので、これに見合う所得税移譲（減税）の方法を明示できないという難点がある。（なお筆者の研究室では別の手法で大阪府下全44市町村についての同様のシミュレーションを終えており、その成果はまもなく紀要『立命館経済学』に公表される）

地方税拡充に関してはまた、富永浩吉氏（大阪市役所）が大都市には特別な財政需要があるのに対し税源が伴っていないとして、固有の税源が不可欠であり、入市税が有力な手段であることを主張した。水谷守男氏（鹿児島国際大学）は自身がその導入に大きな役割を果たした福岡県太宰府市の「歴史と文化の環境税」（観光客＝非居住者の自動車駐車への課税）を素材に、法定外税の理論と実際に関する研究を報告した。法定外税は財源的には小さいウェイトしか持たないが、自治体や住民が作る税として分権や自治を実質化していくうえできわめて重要である。かつて短期に廃止された京都市の「古都保存協力税」と違って太宰府市のそれは定着する可能性が高いが、この研究はその理由を示すとともに、法定外税の創設に際して留意しなければならないことを明らかにしている。

いくつか紹介したもののほかに、公共事業や地域づくりに関わる財政問題の分析、自治体財政の効率化に関する政策論的研究、外国の地方財政、地方財政史の研究（アメリカ、イギリス、

韓国、オーストリア)に優れた発表があったことを付言しておきたい。

最後に11回大会で感じた本学会の課題を3点あげておきたい。1つは学会の討論において指摘されたことでもあるが、複数段階の地方政府、わが国に即していうと府県、市町村の各財政を区別と統一において論じる点で不十分だということである。第2に、都市財政と農村財政は本質的なちがいががあるので、その異同を意識的に

整理して個々の論点を掘り下げてほしいことである。この視点は三位一体改革や分権的地方財政システム論を展開するさいとくに要請される。第3に、本学会では主流派経済学的手法と政治経済学的手法の研究者が、真摯な共同、協力を積み重ねてきたが、成果の相互摂取、内在的な相互批判の水準を一層高めることである。滋賀大学を会場とする第12回大会への歩みはすでに開始されている。